

調布市教育委員会様

学校名 調布市立柏野小学校  
校長氏名 西山豪一  
(公印省略)

令和7年度教育課程について(届)

このことについて、調布市立学校の管理運営に関する規則に基づき、下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

自他を価値ある存在として尊重し、持続可能な社会の創り手となるための資質・能力を育成するため、次の目標を設定する。

- 考える子(友達と共に学び、自らの考えを深めていく児童「主体的に学ぶ力」)
  - ・ 思いやりのある子(命の大切さを理解し、自他を大切にできる児童「人とかかわる力」)
  - ・ 健康な子(自他で運動する楽しさや健康の大切さを実感するとともに、自分の身を守ろうとする児童「健康・安全に努める力」)

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

ア 考える子:「主体的に学ぶ力」を育成するために

- ① 児童が自ら課題と向き合い、自己の能力の高まりを実感できる学びを推進する。
- ② 自分の考えを伝え、他者との交流を通して、互いに高め合えるような学習を推進する。
- ③ すべての教科等を系統的横断的に関連させ、情報活用能力や問題発見・解決能力、諸課題に対応できる能力と態度の育成を図るための学習を推進する。

イ 思いやりのある子:「人とかかわる力」を育成するために

- ① 全教育活動で人権教育を推進し、人とかかわりを通して互いを尊重する態度を育む。
- ② 善悪の判断と多様な考えを認め合い、折り合いをつける力を育む道徳教育を推進する。

ウ 健康な子:「健康・安全に努める力」を育成するために

- ① 様々な体力向上の取組や食育を通して、自ら健康増進を図ろうとする態度を育成する。
- ② 「自らの身は自らで守る」ために、自分で判断し、行動する力を育む教育を推進する。

エ 学校の教育目標の達成に向けたその他の事項

- ① コミュニティ・スクールとして、家庭や地域との協力体制をより強固にする。
- ② 家庭や地域と連携して食物アレルギーや事故、災害、不審者から児童の安全を確保し、一人一人の児童が健やかに学習し生活できる教育環境及び条件を確保する。
- ③ すべての児童が社会的に自立できる力を身に付けるために、一人一人に応じた居場所づくりを推進する。
- ④ いじめや暴力行為、自殺等を防止するために、学校、保護者、地域との連携を緊密に図り、児童を支援する取組を推進する。
- ⑤ 不登校児童に寄り添った支援とともに、不登校未然防止のために組織的な対策を図る。
- ⑥ 家庭・関係機関と連携協力し、児童一人一人の実態に応じた特別支援教育を充実する。
- ⑦ 近隣の幼稚園・保育園、中学校区内の学校との連携を図り、情報共有を充実する。
- ⑧ 一人1台モバイル端末を活用した学習活動を推進し、個別最適な学びの実現を目指す。

第2表の1

2 特色ある教育活動

- ・ コミュニティ・スクールとして、地域学校協働本部による学習支援やPTAによる読み聞かせ等を行う。また、学校運営協議会や「カフェひでかず」を通して、学校の情報を積極的に発信するとともに、保護者や地域の思いを受け止め、地域とともにある学校づくりを推進する。
- ・ 高学年での教科担任制、中学年での一部教科担任制、低学年での交換授業や交換給食などを通して、学年全体で児童を指導する学年担任制を推進する。
- ・ ESDとしては、総合的な学習の時間を中心に、6つの視点を軸にした課題と7つの能力・態度を身に付けるための教育活動を推進する。
- ・ ちょこプラ1調布の内容を児童とともに考え、年間を通して継続的に見直ししながら取り組む。
- ・ 「学校2020レガシー」として、カニ山や野川などの生き物の観察や近隣の田んぼでの稲作などを地域や関係機関と連携して実施し、地域の自然に親しむ心情や身近な環境を維持していこうとする気持ち、郷土への愛着心を育てる。
- ・ 月1回のたてわり班活動を通して、上級生に対する尊敬の念や下級生に対する思いやりの心を育てていく。また、ふれあいタイムで学級の仲間と交流する楽しさを味わえるようにする。
- ・ 児童への校内通級教室の理解を図るための授業を、低学年で年1回実施する。
- ・ 長縄旬間やジョギング旬間等の取組を通して、自他で体を動かす楽しさが味わえるようにするとともに、運動が習慣化するようにしていく。
- ・ 各学年の発達段階に応じた「生命の安全教育」を適切な教材を使用して実施する。
- ・ 朝の時間の全校読書や読書旬間、保護者による読み聞かせなどを通して、本を読む習慣が身に付くようにする。また、学校司書と協力し、読書活動の充実を図る。

3 指導の重点

(1) 各教科（道徳科・外国語科含む）、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動

ア 各教科

- ・ 学力・学習状況調査、児童による授業評価アンケートなどから作成した授業改善推進プランを基に、児童がより主体的に学べるように指導計画を見直し、実践する。
- ・ 児童が見通しをもって学習できるように、1時間で何を学ぶかを授業開始時に明確にし、授業終了時には何を学び、次にどうしたいかを振り返る活動を全授業で実践する。
- ・ モバイル端末の活用やドリル学習による基礎学力の定着、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた学習指導や習熟度別指導、個別指導、学習支援員による学習指導を充実させ、すべての児童が学ぶことの喜びを実感できる学習指導を実施する。
- ・ ペアやグループによる学習とともに、モバイル端末を活用した協働学習を実施し、児童の思考力・判断力・表現力の向上を図る。また、プログラミング教育に関しては、A分類B分類とも年間指導計画に位置付けて、該当教科で確実に取り組む。
- ・ 高学年では、自由進度学習を取り入れ、児童が自ら計画・実践する学習経験を積ませる。
- ・ 体力調査の分析や体育の授業の工夫・改善を通して、児童の体力や技能の向上を図る。また各学期の体力向上の取組やコーディネーショントレーニングで、児童が日常的に運動に親しむことができるようにしていく。
- ・ 児童の家庭学習の習慣化を図るために、児童の発達段階に応じた宿題や課題を設定し、「宿題がんばりカード」を通して、家庭との連携を図る。
- ・ 外国語科の学習では、ALTやICT機器の活用を通して、英語の音声や基本的な表現に慣れ親しみ、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成する。また、様々な外国の言語や文化について理解できるような工夫をしていく。

第2表の2

イ 道徳科

- ・ 道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実させ、学校の教育活動全体を通して、人権教育と関連させ、偏見・差別やいじめのない人権尊重の精神を培う。
- ・ 児童が主体的に考え、議論する場面を設定し、自己の生き方を見つめ、個性を伸ばし、充実した生き方を追求できるようにする。
- ・ 人とのかかわりを大切にし、豊かな心や社会に貢献しようとする精神を育むために、全体計画や年間指導計画を作成し、意図的・計画的・組織的に道徳教育を推進する。
- ・ 4月と12月には、いのちの授業として生命尊重等を取扱い、6月と11月及び2月には、ふれあい月間として個性の伸長や友情・信頼、公正・公平・社会正義等を取扱う。
- ・ 道徳授業地区公開講座、命の授業の公開を通して学校と家庭・地域社会が共通理解を深め、道徳教育が児童の日常生活に活かされるようにする。

ウ 外国語活動（小学校のみ）

- ・ 外国語専科教員を配置し、作成した年間指導計画に基づき、授業改善を図ったり、教材の工夫をしたりして外国語活動を充実させる。

エ 総合的な学習の時間

- ・ 地域の人材や環境を利用した自然体験活動を通して、自然や地域の人々とのかかわりを大切にし、生命及び自然を尊重する精神及び環境の保全に寄与する態度を養う。
- ・ ESDの取組が分かる年間指導計画を作成し、6つの視点を軸にした課題と7つの能力・態度を身に付けるための教育活動を、発達段階に応じて意図的・計画的に取り組む。
- ・ 各教科や領域で身に付けた知識や技能を生かし、友達と協働して調べたり話し合ったりしながらまとめ、表現する学習活動を工夫する。
- ・ 日本の伝統文化・福祉・健康に関する外部講師を招き、学習課題に取り組むことで、自己の生き方について考えたり社会に参画しようとしたりする基礎的な能力や態度を育てる。

オ 特別活動

- ・ 学級活動や委員会活動等を通して、自己の考えが活動につながる経験を重ねさせ、児童の自主的な活動の充実を図り、自分の考えが社会への参画につながるという意識を高める。
- ・ 各教科や領域の指導と関連させ、自主的、実践的な活動を通して児童の個性の伸長を図る。
- ・ 集団宿泊行事等を通して集団への所属感や連帯感を深め、協調性や社会性を育てる。
- ・ 集団の一員として、学級や学校の諸問題を自主的・自立的に解決していく態度を育てる。
- ・ 児童によりよい食習慣や食物アレルギーの知識を身に付けさせるために、給食時の献立メモの活用や栄養士による講話などを通して、全校で食育を推進する。
- ・ 第6学年での普通救命講習会の実施を通して、自他の安全を守る教育を推進する。
- ・ 年度初めの食物アレルギー校内研修や年2回の食物アレルギー緊急対応訓練等を通して、教職員の食物アレルギー対応に関する意識と判断力を高める。

(2) 特別支援教育

- ・ 校内通級教室と特別支援教室専門員、通常の学級との連携を図り、個別の教育支援計画、連携型個別指導計画を立て、特別支援教育を充実させる。
- ・ 管理職、特別支援教育コーディネーターを中心に、特別支援教室専門員、スクールサポーター、スクールカウンセラー、関係機関等と連携しながら、毎月、校内委員会を開催する。
- ・ 学習指導での個別の学習支援や保護者からの学習相談を通じて、個々の児童にふさわしい学び方や学習方法をモバイル端末の活用もしながら身に付けることができるようにする。

## 第2表の3

## (3) 生活指導・進路指導

## ア 生活指導

- ・ 全教育活動での発達支持的生徒指導を基盤として、児童が自発的・主体的・継続的に行動できるようにする心情や態度を育成する。
- ・ 家庭や地域、消防、警察などと連携しながら「調布市防災教育の日」などの防災訓練や自転車教室、携帯安全教室、セーフティ教室を開催し、SNSやインターネットに対しての情報モラルや、危険から身を守る方法を身に付けさせ、安心して安全な生活を送れるようにする。
- ・ 生活指導職員会や生活指導夕会、特別支援校内委員会を組織的・計画的に実施する。その中でスクールカウンセラー、スクールサポーター、特別支援教室専門員、校内通級教室と連携して児童理解を深め、一人一人のニーズに合った指導を充実させる。
- ・ こころの健康観察を毎週月～水曜日に1回実施し、回答結果を学年会で共通理解する。回答結果から必要な支援を組織的に行う。
- ・ いじめ防止対策委員会を月1回実施し、できるだけ多くのいじめを見逃さないようにするとともに、いじめの未然防止、早期発見・早期解決に努める。また、いじめ重大事態への理解を深めるため、重大事態が発生した際の対応等について年3回の校内研修を実施する。
- ・ 不登校支援委員会を月1回実施し、不登校児童の意思や保護者の思いを尊重しつつ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、必要に応じて、子ども家庭支援センター、児童相談所などの関係諸機関と連携を図り、社会的な自立に向けて必要な支援を行う。
- ・ 教室に通うことに困難さがある児童については、学級担任等と相談して決めたカリキュラムに基づき、「ステップルーム」にて支援員のサポートを受けながら学習できるようにする。
- ・ SOSの出し方に関する教育は、第5学年で実施する。児童が相談しやすい環境を整備するとともに、長期休業前の全校朝会で、相談することの大切さについて校長講話を実施する。
- ・ 「3つの『あ』（あんぜん、あいさつ、あとかたづけ）」を合言葉に、毎週の生活目標を決定する。特にあいさつや美化を指導の重点とし、家庭や地域と連携しながら基本的な生活習慣が身に付くようにする。また、善悪の判断力、規範意識などを培い、社会の一員としての資質を高めていく。
- ・ 年3回の「気になること・いやなことアンケート」やその後の聞き取り、日常の声掛けを通して児童の不安や悩みを把握するとともに、いつでもだれかに相談できる体制を構築する。
- ・ 健康で安全な生活や健全な食生活を送るために、食物アレルギー、保健、安全への正しい理解と判断ができるように教育活動全体を通して行っていく。

## イ 進路指導

- ・ 総合的な学習の時間、特別活動等と教科を横断的に関連させながら、児童のもつ個性や良さを伸ばし、自信と将来への希望をもつことができるようにする。
- ・ 専門家や地域の人材を活用し、奉仕的な活動や地域行事への参加などを通して人とのかかわり、望ましい勤労観や職業観が育つようにする。
- ・ 教職員の三校交流会や児童の中学校見学会、中学校からの出前授業など小中連携を充実させ、中学校への進学を円滑なものにする。
- ・ キャリア・パスポートの活用を通して、小中高12年間をつなぐ指導を継続的に行う。